

龍谷高等学校サッカー部保護者会会則

第一章 総則

<名称及び構成>

第1条 本会は龍谷高等学校サッカー部保護者会と称し、龍谷高等学校サッカー部部員の保護者により構成する任意の団体である。

<目的>

第2条 本会は龍谷高等学校が設置したサッカー部（以下を〔サッカー部〕と称する）の健全たる発展と育成を支援すること並びに会員相互の親睦を図りサッカー部員及び指導者のために部活動が円滑に行われることを目的とする。

<本部>

第3条 本会の本部は会長宅に置く。

<会員の資格>

第4条 本会の会員はサッカー部現役部員の保護者とする。
なお、会員は総会において各1個の表決権を有する。

<保護者会活動>

第5条 本会は会則第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 試合の応援（練習試合、公式試合など）
2. 応援グッズの作成及び頒布
3. 各種大会・遠征・合宿の支援
4. 会員相互の親睦
5. その他本会の目的達成に必要なと思われるもの

第二章 組織

<役員構成>

第6条 本会は次の役員を置く

1. 会長 1名
2. 副会長 各学年1名
3. 会計 2名
4. 監査 2名
5. 書記 2名
6. 連絡係 各学年1名
7. 広報 2名

尚、役員数（補佐含む）は必要に応じ、役員会にて増減を審議する。

<役員任務>

第7条 各役員は次のとおり会を運営する。

1. 会長は本会を代表し、サッカー部監督、部長と連絡調整し、会を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行し、役員相互の連絡調整に努める。
3. 会計は、会計事務を行う。
4. 監査は本会事業及び会計を監査する。
5. 書記は総会・役員会等における議事内容について保管するとともに、会員への連絡資料の作成にあたる。
6. 連絡係は各学年保護者と保護者会、サッカー部との連絡を行う。
7. 広報は試合結果や画像の配信、会員への通知文の作成を行う。

<役員任期>

第8条

1. 役員の任期は概ね1年とし、毎年4月1日から選手権終了までを目安とし、翌年3月31日までを総会で選出された次期役員との引継ぎ期間とする。役員は任期終了後も後任者が決定するまではその任務を代行する。

<会員の退会>

第9条 部員の退部と共に会員の退会とする。

第三章 総会 ・ 役員会

<総会>

第10条 総会（保護者会総会）は最高決議機関で、年1回通常総会を開く。
なお、会長は必要に応じて臨時総会及び役員会を開催できる。

<総会の決議事項>

第11条 次の事項は総会（保護者会総会）の議決を必要とする。
尚、総会は会員数1/2以上の出席（委任状含む）で成立し、出席者の過半数で決議する。

1. 会則の制定および変更
2. 役員を選出
3. 活動計画
4. 収支決算の承認
5. 会員の除名
6. その他役員会が必要と認めた事項

<総会の議長>

第12条 総会の議長は役員を除く選出された会員がその任務にあたる。

<顧問>

第13条 サッカー部監督、部長を顧問相談役とする。

第四章 会費 ・ 会計

<経費>

第14条 本会の経費は会費及び寄付金をもってこれにあてる。

<会費>

第15条 年会費24,000円とし、退部（退会）の場合は返納しない。
3年生の部費は4～12月までとし、早期引退者は活動月までの納入とする。

<納期>

第16条 会員は毎年度の会費全額（または分納額）を指定期日までに納入しなければならない。

<払込方法>

第17条 会長の確認、承認の上払い出しする。

<余剰金>

第18条 毎年度終了時に生じた余剰金は次年度に繰り越しとする。

<慶弔>

第19条 部員・チームスタッフ・保護者・部員の兄弟姉妹に慶弔が発生したときは役員会にて決議し慶弔見舞金を贈与する。

1. 部員、チームスタッフ : 10,000 円
2. 保護者、部員の兄弟姉妹 : 5,000 円

その他部員の重大な病気及び怪我等については役員会にて決議し見舞金等を贈ることができる。

第五章 通知・問い合わせ

<会員への通知>

第20条 保護者への通知はメールにて行う。円滑化を図る為、指定期日までの返信が無い場合は懸案を承認したとみなす。

<会員からの問い合わせ>

第21条 会員は学校・部・指導者への直接的な意見および提案を禁ずる。

1. 問い合わせ含め、必ず保護者会を介すること。
2. 匿名での意見は一切受け付けない。

<その他>

第22条 本会則に定めのない事項においては、役員会で協議し会長の承認を得て決議する。この場合、決定事項として次回総会において報告するものとする。

<附則>本会則は平成27年10月1日より施行

<附則>平成27年12月6日一部改正・施行

第二章 第6条 役員数表記変更及び補足文追加

<附則>平成28年6月5日一部改正・施行

第三章 第12条 総会の議長表記修正。

第四章 第15条 会費の修正。